

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	津市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護に関する事務			
②事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携（以下、3点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等			
③システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、総合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等			
2. 特定個人情報ファイル名				
生活保護特定個人情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項及び別表23の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）表第1項 ・ 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月18日条例第40号。以下「番号条例」という。）第4条第1項別表第1の1、別表第2の3の項 ・ 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月28日規則第53号）第2条及び第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		

②法令上の根拠	【情報照会ができる根拠】 ①番号法第19条第8号及び第9号 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令第9号／総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表42,43の項 【情報提供ができる根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部援護課
②所属長の役職名	援護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部援護課 保護担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、津市に住民登録があり、4情報又は住所を含む3情報が一致する者のみ登録することを厳守し、必ず調整担当主幹を含め複数人での確認を徹底している。 以上の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの閲覧権限は、医療担当2名と担当主幹4名のみに付与されており、年度ごとにアクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I－1－② 事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。	事後	
平成27年12月28日	I－3 個人番号の利用		3. 番号法第9条第2項 4. 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 1の項を追加しました。	事後	
平成27年12月28日	I－4－② 法令上の根拠		○番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14条に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条を追加しました。	事後	
平成29年6月1日	I－3 個人番号の利用	津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表1 1の項	津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月18日条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項及び別表1 1の項	事後	
平成29年6月1日	I－4－② 法令上の根拠	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの（9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれるもの（9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項）	事後	
平成29年6月1日	I－4－② 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
平成29年6月1日	I－4－② 法令上の根拠	○番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14条に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	○番号法第19条第8号並びに条例第4条第1項及び別表1 1の項	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I－5－② 所属長	援護課長 勢力 実	援護課長 落合 勝利	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I－1－② 事務の概要	・就労自立給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I－4－② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和1年5月31日	I－5－② 所属長の役職名	援護課長 落合 勝利	援護課長	事後	新様式に対応
令和1年5月31日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策		リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	I－4 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	I－1－② 事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和4年5月30日	I－3 法令上の根拠	4. 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月18日条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表1の項	4. 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月18日条例第40号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表第1の項	事後	
令和4年5月30日	I－4 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○番号法第19条第8号並びに条例第4条第1項及び別表1の項	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○番号法第19条第9号並びに条例第4条第1項及び別表第1の項	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I－1－② 事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携（以下、2点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステム	事前	
令和5年5月30日	I－1－③ システムの名称	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	生活保護システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、総合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I-4 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項) ○別表第二省令 ・第19条 ○番号法第19条第9号並びに条例第4条第1項及び別表第1 1の項	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項) ○別表第二省令 ・第19条 ○番号法第19条第9号並びに条例第4条第1項及び別表第1 1の項 (医療扶助オンライン資格確認の導入に係る事務の特定個人情報ファイル取扱根拠) ○番号法 第9条第1項	事前	
令和5年5月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か		2023/4/1	事後	
令和5年5月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か		2023/4/1	事後	
令和5年10月27日	I-1-1② 事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (以下、2点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託) ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (以下、3点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託) ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事前	
令和5年10月27日	IV リスク対策	委託しない	十分である	事前	
令和5年10月27日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事前	
令和5年10月27日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月24日	I－1－② 事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 （以下、3点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 （以下、3点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和6年5月24日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	I－1－② 事務の概要	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 （以下、3点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	生活保護法に基づく生活保護費の支給等を行う事務又は、生活に困窮した外国人に対する生活保護法を準用して行う措置において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・保護の開始又は変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・資料の提供等の要求に対応する応答 ・就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 医療扶助のオンライン資格確認において、以下において個人番号を取り扱う。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 （以下、3点は社会保険診療報酬支払基金へ事務を委託） ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	準法定事務の実施のため
令和8年9月4日	I－3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第15条 3. 番号法第9条第2項 4. 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月18日条例第40号。以下「条例」という。）第4条第1項及び別表第1の1の項	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項及び別表23の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）表第1項 ・ 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月18日条例第40号。以下「番号条例」という。）第4条第1項別表第1の1、別表第2の3の項 ・ 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月28日規則第53号）第2条及び第16条	事後	準法定事務の実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I-4 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれるもの(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」となっているもの(26の項) ○別表第二省令 ・第19条 ○番号法第19条第9号並びに条例第4条第1項及び別表第1の1の項 (医療扶助オンライン資格確認の導入に係る事務の特定個人情報ファイル取扱根拠) ○番号法 第9条第1項 ○番号法 第19条第6号	【情報照会ができる根拠】 ①番号法第19条第8号及び第9号 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令第9号／総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)第2条の表42.43の項 【情報提供ができる根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項	事後	準法定事務の実施のため
令和8年8月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	準法定事務の実施のため
令和8年8月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	準法定事務の実施のため
令和8年9月4日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが	新規	十分である	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、津市に住民登録があり、4情報又は住所を含む3情報が一致する者のみ登録することを厳守し、必ず調整担当主幹を含め複数人での確認を徹底している。 以上の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年9月4日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	マイナンバーの閲覧権限は、医療担当2名と担当主幹4名のみに付与されており、年度ごとにアクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	